

記入例

特定建設作業実施届出書

令和元年 5月 7日

宝塚市長

届出者 住所 宝塚市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

該当する作業にチェック

特定建設作業を実施するので、
 騒音規制法第14条第1項(第2項)
 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
 第59条第1項(第2項)
 振動規制法第14条第1項(第2項)
 の規定により、次のとおり届出ます。

造成工事、道路維持補修工事等

建設工事の名称	家屋解体工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	木造2階建		
特定建設作業の種類	別紙のとおり		
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり		
特定建設作業の場所	宝塚市 〇〇3丁目〇〇番〇〇号		
特定建設作業の実施の期間	自	令和元年	5月 15日
	至	令和元年	5月 30日
	14日間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	別紙のとおり		
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり		
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	宝塚市〇〇町〇〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇〇〇〇 宝塚 太郎 電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇 携帯電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	別紙のとおり		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	別紙のとおり		

実際に作業を行う日数を記入

- 備考
- 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名を記入のこと。
 - 2 該当する法令の□にレ印を記入のこと。
 - 3 工事現場及び付近の見取り図を添付すること。
 - 4 特定建設作業工程表を添付すること。

紙の地図や、webの地図サイトのコピーでも可

1 特定建設作業の種類、使用される機械の名称、型式及び仕様、実施の期間、開始及び終了の時刻

特定建設作業の種類	特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	特定建設作業の実施の期間			特定建設作業の開始及び終了の時刻			
		作業着手 年 月 日	作業完了 年 月 日	実作業日数 (日間)	作業開始 (時)	作業終了 (時)	実働時間 (時間)	
騒音規制法	1	・	・					
	2	・	・					
	3	ハンドブレイカー CB-〇〇	元・5・15	元・5・30	14日間	9時	17時	7時間
	4	・	・					
	5	・	・					
	6	・	・					
	7	・	・					
	8	・	・					
兵庫県条例	1	・	・					
	6	バックホウ 0.25 m ³ PC-〇〇 40 kw	元・5・15	元・5・30	14日間	9時	17時	7時間
	7	・	・					
振動規制法	1	・	・					
	2	・	・					
	3	・	・					
	4	・	・					

2 騒音又は振動の防止の方法

<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近住民に対して工事内容等を十分に説明し、住民の要望に配慮する。 ・ 防音・防振型の機械を使用する。 ・ 建屋を防音シートで養生する。 ・ エンジンの空ぶかしはしない。 ・ 散水を行い、粉じんの飛散防止に努める。 ・ 日曜、祝日、その他の休日は作業を行わない。

3 下請負人が特定建設作業を実施する場合の下請負人の氏名、住所、現場責任者の氏名、住所

特定建設作業の種類	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
騒・3 県・6	株式会社△△ 代表取締役 〇〇 〇〇 電話(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	株式会社△△ 現場責任者 〇〇 〇〇 電話(〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
	電話() -	電話() -

特定建設作業工程表

特定建設作業の種類	5月																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
騒音規制法	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
兵庫県条例	1																															
	6																															
	7																															
振動規制法	1																															
	2																															
	3																															
	4																															

特定建設作業の種類	月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
騒音規制法	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
兵庫県条例	1																														
	6																														
	7																														
振動規制法	1																														
	2																														
	3																														
	4																														

特定建設作業の種類	月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
騒音規制法	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
兵庫県条例	1																														
	6																														
	7																														
振動規制法	1																														
	2																														
	3																														
	4																														

記入上の注意：特定建設作業工程表は、騒音規制法、兵庫県条例、振動規制法に規定する特定建設作業ごとに記載すること。

特定建設作業実施に伴う念書

令和元年 5月 7日

宝塚市長

届出者

(所在地) 宝塚市〇〇町〇〇番〇〇号

(法人名称) 株式会社〇〇〇〇

(代表者氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇

今般、宝塚市〇〇3丁目〇〇番〇〇号 地内で、騒音規制法、振動規制法又は兵庫県環境の
保全と創造に関する条例に規定する特定建設作業を実施するに伴い、苦情等が発生した場合は、
指導に従い速やかに適切な処理に当たります。

届出が必要な建設作業一覧表

騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 （くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。）を設けて行なう作業 （モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

兵庫県条例に基づく特定建設作業

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業 （もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用する作業を除く。）
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行なう破壊作業

振動規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装盤破碎機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）